

令和3年度 事業計画

社会福祉法に位置づけられている社会福祉法人には今まで以上に大きな課題が課せられています。地域における生活課題はますます多様化・複合化しており、誰もが安心できる地域をつくるためには行政、福祉団体、地域住民と連携・協力した包括的支援体制の展開が求められています。一方、社会福祉法人としての運営においては内部組織の強化、事業運営・会計の透明性、情報公開、地域における公益的な取り組みによる利益配分など総務、事務体制の強化が必然となります。

このような課題と現状を踏まえ、法人運営部門の強化と介護保険事業等を担う事業部門との協働体制を強化し、全国社協掲示の「生活課題の対応」、「相談・支援の強化」、「アウトリーチの徹底」、「地域のつながりの見直し」、「行政とのパートナーシップ」を社協活動の柱とします。

重点計画

◎ しゃきょう介護プランセンター「あじさい」の経営健全化

令和2年度実地指導の指摘を踏まえ、介護保険法に基づいた健全な経営を行い信頼回復に努める。適切なサービス提供のために当面の間、利用者数を20名以内に制限し質の向上を図りながら、管理者兼介護支援専門員自らが研鑽を積み、質の評価と改善に努める。

事業者の責任として、有資格者である事務局長が一連の業務に関する評価を行い、質の改善を図り、事案によっては浜中町はじめ他の事業所に指導を仰ぐ等改善を図る。

人員、人材の確保と予算の確保により介護支援専門員の複数体制、もしくは事務補助員等により体制強化の面からも質の改善を行う。

◎ 社協の中長期的な経営方針、事業方針の検討

第6期地域福祉実践計画（2022～2025年度）について、地域共生社会の実現に向けた基盤整備のためのツールとして4年間の中長期計画を策定する。

◎ 新規事業の取り組みについて、行政との協議実施

①ファミリーサポートセンター事業

②成年後見制度に関わる事業

◎ コロナ禍での事業等の再開検討

新北海道スタイルを遵守しながら道内、管内、町内の新型コロナウイルス感染状況と予防接種等の最新情報を慎重に協議し、実現可能な事業について検討する。

◎ 組織と体制の強化

職員体制の充実（正職員増員）を図り、総務部門、地域福祉部門と在宅福祉部門と在宅福祉サービス部門の連携を図る。欠員にあつては早期補充に努める。

- 法人運営部門
 - ①経営、経理、総務
 - ②地域福祉事業
 - ③団体事務取扱
- 在宅福祉部門（介護保険）
 - ①訪問介護事業（「えぞふうろ」）
 - ②障害福祉サービス事業（「えぞふうろ」）
 - ③居宅介護支援事業（「あじさい」）
- 在宅福祉部門（受託事業）
 - ①自立生活支援事業
 - ②外出支援事業
 - ③高齢者等食事配送及び安否確認事業
 - ④障がい者移動支援事業